

移動等円滑化取組報告書（旅客船ターミナル）

（令和6年度）

住 所 広島県広島市中区基町10番52号

管理者名 広島県
代表者名 広島県知事 湯崎 英彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客船ターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 船ターミナル	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広島港宇品旅客 ターミナル	和式トイレの一部を洋式トイレに改良する。（継続）	実施しなかった。

② 旅客船ターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設 備の維持管理	バリアフリー設備の使用に支障がないように、修理・修繕等の適切な維持管理を行う。（継続）	バリアフリー設備の適切な維持管理を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者等の旅客施設における誘導の支援	広島港宇品旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイト、点字案内、多目的トイレ、車いす等）の機能及び利用方法について現地係員等に周知し、積極的な誘導支援を行う。（継続）	現地係員等に周知し、積極的な誘導支援を行うよう心掛けた。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ等での周知	広島港宇品旅客ターミナルにおける利便施設（オストメイト、点字案内、多目的トイレ、車いす等）の場所、機能、利用方法等についてホームページや案内看板で周知する。（継続）	利便施設（オストメイト、点字案内、多目的トイレ、車いす等）の場所、機能、利用方法等についてホームページ等で周知した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
関係法令の習熟	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、障害者差別解消法等について、現地係員に周知し、知識の向上を図る。（継続）	関係法令について、現地係員等へ情報提供を行い、指導した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客船ターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者のマナー啓発	「心のバリアフリー」を推進するため、ポスターを掲示し、利用者のマナー啓発の取組を行う。(継続)	ポスターを掲示し、利用者へのマナー啓発を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

設置者及び管理者において、広島港宇品旅客ターミナルの利用に係る問題点について定期的に情報共有した。

(3) 報告書の公表方法

ホームページ上に掲載する。

(4) その他

--

Ⅱ 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況（旅客船ターミナルごとに記入）

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

旅客船ターミナル の名称	所在都 道府県 市町村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	乗船場 所の数	段差が 解消さ れている 乗船場 所の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設 備の設 置の有 無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無
広島港宇品旅客 ターミナル	広島県 広島市	5,494 人	○	○	4	4	○	○	○
（合 計） 計 ターミナル									

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の旅客船ターミナルを設置又は管理している。	
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の旅客船ターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

（第11号様式）

- 注 1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
10. 「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
11. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。